

八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付要綱

令和4年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、既存建築物の安全性の向上を目指し、アスベスト使用や劣化の状況を把握することで、建築物の適切な維持管理を促進するため、民間建築物に係るアスベストの含有調査事業を行う建築物の所有者等に対し、毎年度の予算の範囲内において補助金を交付することに必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、八王子市補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 民間建築物

国、地方公共団体その他の公共団体、又はこれらの者に準ずる者が所有権等を有する建築物以外のものをいう。

(2) 吹付けアスベスト等

建築材料のうち、吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。

(3) 含有調査

建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建築材料のうち、アスベストが含有されているおそれのある吹付け材に係る、アスベストの含有の有無について行う定性分析及びその含有量について行う定量分析の調査で、次に掲げる基準に適合するものをいう。

ア アスベスト含有調査は、建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者）が行うこと。

イ 分析調査においては、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第7号に規定する作業環境測定機関のうち日本産業規格 JIS A1481：2016 の付属書の仕様に適合する装置及び機器を備えた機関で行うものであること。

ウ 分析調査方法は、日本産業規格 JIS A1481：2016「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準とする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合は、これによることができる。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の第1号から第8号に該当するものとする。

(1) 市内に存する民間建築物

(2) この要綱及び国、地方公共団体その他の公共団体から、この要綱と同様の補助金の交付を受けていないもの

(3) 5年以上除却する予定がないもの

(4) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるもの

- (5) 平成元年12月31日までに、原則として確認済証が交付されたもの
 - (6) 木造及び一戸建ての住宅以外のもの
 - (7) 延べ面積1,000平方メートル以上又は建築物の用途が次に掲げるいずれかを含む延べ面積300平方メートル以上のもの
 - ア 建築基準法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途
 - イ ホテル及び旅館
 - ウ 建築基準法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途
 - (8) その他市長が不相当と認めるものではないこと
- 2 前項によらず、その他市長が優先的に吹付けアスベスト等の使用実態を把握すべき建築物と認めたもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 前条の規定による、補助対象建築物の所有者又は建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)(以下「区分所有法」という。)第3条に規定する区分所有者の団体の代表者であること。
- (2) 個人(共有の場合、共有者全員)又は法人及び団体並びにその代表者の市税等の納付状況が既に納期の経過した市税等を完納しているか、市税等が非課税であること。
- (3) 八王子市暴力団排除条例第2条に規定する者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象建築物について、補助対象者が委託等により行う含有調査(以下「補助対象事業」という。)とする。

(補助金の金額等)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する経費で、補助対象者が含有調査を実施する受託者に対して支払う額とする。

- 2 補助金の交付額は、当該年度の前年度の予算の範囲内において、前項の額以内(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額)とする。ただし、250,000円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の契約前に、八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 登記事項証明書(建物)又は建物の所有者を確認できる書面
- (3) 確認済証の写し又は建築台帳記載事項証明書の写し若しくはそれらに代わる証明書等の写し

- (4) 団体の代表者であることを証する書類（申請者が区分所有法第3条に規定する区分所有者の団体である場合に限る。）
 - (5) 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（申請者が区分所有法第3条に規定する区分所有者の団体である場合に限る。）
 - (6) 申請者が含有調査を実施する受託者に対して支払う額の見積書の写し（2社以上とする。）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
 - (8) 委任状（代理者が申請する場合に限る。）
- 2 申請者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定）

- 第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、必要に応じて現地調査を行った上で、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査等の結果、不適当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（事業の契約）

- 第9条 補助対象事業の契約は、第8条第1項による補助金交付決定後に行わなければならない。

（申請の取下げ）

- 第10条 申請者は、補助金交付申請の取下げをするときは、速やかに八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付申請取下げ届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（申請の内容の変更）

- 第11条 第8条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該交付決定に係る事業の内容を変更又は中止しようとするときは、八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金内容変更・中止申請書（様式第5号）に当初交付申請に添付した書類のうち変更が生じた書類、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は前項の申請があったときは、その内容の審査を行い、必要に応じて現地調査を行った上で、適当と認めるときは、変更又は中止の承認を決定し、八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金内容変更・中止承認通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

(事業の完了報告)

第12条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付補助対象事業完了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 調査報告書
- (2) 支払内訳書
- (3) 受託者と締結した契約書等の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助決定者は、補助対象事業の完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金消費税仕入税額控除報告書(様式第12号)により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助決定者は、これを納付しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助決定者は、前条第2項の規定による補助金の交付額の確定通知を受けたときは、八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付請求書(様式第9号)を、交付申請した日の属する地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条第1項に規定する会計年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求を受けたときは、補助決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。
- (3) 第11条第1項に基づく中止申請書の提出があったとき。

2 市長は、前項第1号又は第2号の規定により交付決定を取り消したときは、補助決定者に対し、八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付決定取消し通知書(様式第10号)により通知するものとする。

3 市長は、第2項の規定による取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助決定

者に対し、八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金返還命令書（様式第11号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

（関係書類等の保存）

第16条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了後から5年間保存しなければならない。

3 補助決定者が補助対象事業の適用を受けた建築物の所有権等を移譲したときは、補助対象事業に係る関係書類を権利の継承者へ引き継がなければならない。

（終期）

第17条 本補助金制度の終期は、令和7年度（2025年度）とする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2 「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うこととする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。